

『防災基本計画』（国、2011年12月修正版）の男女共同参画・災害時要援護者関連記述

■第1編 総則、第2編 地震災害対策編 より

基本的考え方・方針

- ・高年齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。災害の発生時に、災害時要援護者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。
- ・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
(第1編 総則・第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 より)

防災啓発・防災教育・防災訓練

- ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高年齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
(第2編 地震災害対策編・第1章 災害予防・第3節 国民の防災活の促進 より)

地域防災（自主防災活動）

- ・地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
(第2編 地震災害対策編・第1章 災害予防・第3節 国民の防災活の促進 より)

避難（避難誘導・避難所・避難生活）

- ・地方公共団体は、発災時に必要に応じて避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。＜略＞さらに、高年齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
- ・地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- ・地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ・地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- ・非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。

※避難誘導と避難時の情報提供における、災害時要援護者への配慮は、別の個所で書き込まれている

(第2編 地震災害対策編・第2章 応急対策・第5節 避難収容および情報提供活動 より)

- ・国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

(第2編 地震災害対策編・第1章 災害予防・第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え より)

応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）

- ・地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(第2編 地震災害対策編・第2章 応急対策・第5節 避難収容および情報提供活動 より)

復興

- ・国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- ・地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。
- ・国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(第2編・第3章 復旧・復興・第4節 被災者等の生活再建等の支援)

帰宅困難者対策

- ・首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(第2編 地震災害対策編・第2章 応急対策・第5節 避難収容および情報提供活動 より)

災害時要援護者への配慮

- ・避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(第2編 地震災害対策編・第2章 応急対策・第5節 避難収容および情報提供活動 より)

子どもへの配慮

- ・特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(第2編 地震災害対策編・第2章 応急対策・第7節 保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動 より)

■第3編 津波災害対策編

新たに独立して追加された。災害時要援護者については、津波情報の伝達、避難誘導等での配慮の記述が強化されているが、男女共同参画・災害時要援護者の視点で見た場合、それ以外は地震防災対策とほぼ同様のため、省略。

■第11編 原子力災害対策編

防災啓発・防災教育・防災訓練

- ・国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災知識の普及を行うに際し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。
(第1章 災害予防・第2節 防災知識の普及 より)

避難収容及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

- ・地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ作成するものとし、国〔文部科学省、経済産業省〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。
- ・地方公共団体は、屋内退避、避難場所・避難方法の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- ・地方公共団体は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(2) 避難場所

- ・地方公共団体は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定するものとする。また、避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
(第1章 災害予防・第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え より)

避難場所

(1) 避難場所の開設

- ・地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 避難場所の運営管理

- ・地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- ・地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- ・地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- ・地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。
(第2章 災害応急対策・第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動 より)

安定ヨウ素剤の予防服用

- ・地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用で

きるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

- ・国は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。
- ・NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

(第2章 災害応急対策・第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動 より)

災害時要援護者への配慮

- ・地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(第2章 災害応急対策・第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動 より)

飲食物の摂取制限

- ・国は、放射性物質による汚染状況の調査、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- ・地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

(第2章 災害応急対策・第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動 より)

関係者等への的確な情報伝達活動

- ・原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

(第2章 災害応急対策・第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動 より)

災害復旧

- ・国〔文部科学省、経済産業省〕及び地方公共団体は、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(第3章 災害復旧 より)

※他の災害について扱った各編の取り扱いについて

地震対策編が最も記述が分厚いこと、災害時要援護者と男女共同参画の視点については、記述に大きな違いが無いこと、子どもと妊産婦、若い女性に特別な配慮が必要な原子力災害対策編について取り上げたことから、他編は割愛した。